

官民連携に関するPR資料

企業名	森・濱田松本法律事務所
連絡先	03-5220-1862 (担当：岡谷)
アセットマネジメントに関する官民連携の提案（このような取組が出来る、又は実施している。）	
<p>当事務所は、インフラ事業やPPP・PFIの分野において、法務の観点から民間事業者、公共セクター、金融機関の方々に対してアドバイスの提供を行っております。当事務所は、これらの分野において、これまでに、国内における各種公共施設の整備事業、発電所の建設、国内外のインフラ投資案件、海外におけるインフラ事業の買収案件（豪州、チリにおける水道事業の買収案件を含む）、インフラファンドの組成等に関与してきました。</p> <p>当事務所には、会社法務・ファイナンスをはじめ、不動産法、規制／行政対応、M&A／企業再編、訴訟／紛争解決、税務といった幅広い分野にまたがり、約339名の弁護士が在籍しております。また、先進的な官民連携を利用したアセットマネジメントや空港、上下水道、道路等のインフラの整備、維持運営に係る官民連携事業、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業について、諸課題を解決し、先進的な案件を成功に導くため、分野横断的な組織としてインフラストラクチャー・プラクティス・グループを設置し、幅広い分野の経験豊富な弁護士が連携し、最新の情報に基づくアドバイスを提供できる体制を整えております。さらに、東京オフィスに加え、福岡オフィス（2013年開設）、大阪オフィス（2014年4月開設予定）を有しており、各地域の案件をサポートする体制を整えております。</p> <p>また、アジア諸国その他の地域におけるインフラ整備・運営に、日本企業が関与するケースが増大しておりますが、当事務所では、国内のオフィスに加え、北京オフィス（1998年開設）、上海オフィス（2005年開設）、シンガポールオフィス（2012年開設）、バンコクデスク（2013年開設）及びヤンゴンオフィス（2014年開設予定）を有し、アジア地域における事業展開をサポートする体制を整えております。</p>	
水道事業者等への要望、官民連携における課題	
<p>平成23年のPFI法改正及びその後閣議決定されたPFI基本方針により、法制的には水道事業についても公共施設等運営権制度を活用したPFI事業を行うことができるものとされましたが、水道については国民の安全・安心に関わる分野であるため特に慎重な検討が求められることは勿論、加えて、関連法規の各条項の解釈、運営権者の事業範囲、水道事業に関与する人材の取扱い、料金の設定方法、料金の徴収方法や権利関係の整理、民間事業者による事業終了時の手当てなど実務的な課題が多く残されています。また、民間運営委託等に伴い、従前の公共側の財政・資金調達との関係整理や、民間事業者の資金調達についても多くの課題を解決する必要があるものと認識しております。</p> <p>厳しい財政状況下で重要なインフラの維持管理・更新を継続できるよう、官民の幅広い関係者と議論を重ね、実務的な諸課題の解決をお手伝いできればと考えております。</p>	